

京都市上下水道局技術開発に係る共同研究実施要綱

制定 平成28年 9月 1日

改正 平成30年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局(以下「局」という。)が、民間企業、公益法人、大学その他の教育機関、国、地方公共団体等(以下「民間企業等」という。)と共同で実施する技術開発に係る調査、研究、試験等(以下「共同研究」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(分類)

第2条 共同研究は、次に定めるところにより分類する。

(1) 公募型共同研究

局が研究課題を決定し、共同研究を行う民間企業等を募集して行うもの

(2) 提案型共同研究

民間企業等が研究課題を局に提案して行うもの

(共同研究の実施要件)

第3条 共同研究は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同研究の課題が京都市の行政目的に合致したものであること

(2) 共同研究として実施することが合理的かつ効果的であること

(3) 共同研究者が、必要な技術的能力及び経済的基盤を有していること

(4) 共同研究の実施により、局の業務に支障を及ぼすおそれがないこと

(審査委員会の設置等)

第4条 局に京都市上下水道局技術開発に係る共同研究審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 共同研究の目的、内容、実施方法等に関すること

(2) 公募型共同研究に係る課題の決定に関すること

(3) 共同研究に係る申請の採用の可否に関すること

(4) 共同研究の成果の評価に関すること

(5) その他共同研究の実施に必要な事項

3 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 技術長

(2) 総務部長

(3) 経営戦略室長

(4) 技術監理室長

- (5) 水道部長
 - (6) 水道部担当部長
 - (7) 下水道部長
 - (8) 下水道部担当部長
 - (9) その他技術長が必要と認める者
- 4 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 5 委員長は技術長をもって、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
 - 6 委員長は、会務を総理する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 8 審査委員会の庶務を行う事務局（以下「審査委員会事務局」という。）を、技術監理室監理課に置く。
 - 9 審査委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
 - 10 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 11 前2項の規定にかかわらず、委員長は、審査委員会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことをもって審査委員会の開催に代えることができる。
 - 12 前各項に定めるもののほか、審査委員会で審査する事項及び審査委員会の運営等に関する事項は管理者が別に定める。

（公募型共同研究課題の提案）

第5条 公募型共同研究に係る課題の提案は、当該公募型共同研究を担当する課、場、所又はセンター（以下「担当課」という。）が、公募型共同研究提案書（第1号様式）を審査委員会事務局に提出することによって行うものとする。

（公募型共同研究提案書の受理、審査委員会の開催等）

第6条 審査委員会事務局は、前条の規定により提出された公募型共同研究提案書を受理したときは、これを委員長に送付するものとする。

- 2 委員長は、公募型共同研究提案書の送付を受けたときは、審査委員会を開催し、当該公募型共同研究提案書の内容を審査のうえ、提案された研究課題について採用の可否を決定するものとする。
- 3 局は、前項の規定により採用された研究課題について、局ホームページへの掲載その他委員長が必要と認める方法により、共同研究を行う民間企業等の公募を行うものとする。

(公募型共同研究の申請)

第7条 前条第2項の規定により採用された研究課題について共同研究を実施しようとする者(以下「公募型共同研究申請者」という。)は、公募型共同研究申請書(第2号様式)を審査委員会事務局に提出するものとする。

(公募型共同研究の審査及び採用の可否の通知)

第8条 審査委員会事務局は、前条の規定により提出された公募型共同研究申請書を受理したときは、これを委員長に送付するものとする。

2 委員長は、公募型共同研究申請書の送付を受けたときは、審査委員会を開催し、当該公募型共同研究申請書の内容を審査のうえ採用の可否を決定し、その結果を公募型共同研究申請者に通知するものとする。

(提案型共同研究の申請)

第9条 提案型共同研究を実施しようとする者(以下「提案型共同研究申請者」という。)は、提案型共同研究申請書(第3号様式)を審査委員会事務局に提出するものとする。

(提案型共同研究の審査及び採用の可否の通知)

第10条 審査委員会事務局は、前条の規定により提出された提案型共同研究申請書を受理したときは、これを委員長に送付するものとする。

2 委員長は、提案型共同研究申請書の送付を受けたときは、審査委員会を開催し、当該提案型共同研究申請書の内容を審査のうえ採用の可否を決定し、その結果を提案型共同研究申請者に通知するものとする。

(協定の締結)

第11条 局は、第8条第2項の規定により採用可の通知を受けた者及び前条第2項の規定により採用可の通知を受けた者(以下、「共同研究者」という)と、次に掲げる事項について協議のうえ協定を締結するものとする。

- (1) 共同研究の名称、目的及び内容
- (2) 共同研究の実施期間及び実施場所
- (3) 共同研究の業務分担
- (4) 共同研究に係る費用の負担区分
- (5) 損害賠償
- (6) 共同研究の中断及び中止
- (7) 共同研究の成果の報告
- (8) 共同研究の成果の公表

- (9) 共同研究の成果の帰属
- (10) その他必要な事項

(協定の変更)

第12条 局及び共同研究者は、前条の規定により締結した協定について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、当該協定を変更することができる。

(共同研究の実施)

第13条 局及び共同研究者は、第11条に規定する協定に基づき、共同研究を実施するものとする。

(共同研究の完了)

第14条 担当課及び共同研究者は、共同研究が完了したときは、速やかに共同研究成果報告書を作成するものとする。

- 2 担当課は、前項の規定により作成された共同研究成果報告書を審査委員会事務局に提出するものとする。
- 3 審査委員会事務局は、前項の規定により共同研究成果報告書が提出されたときは、当該報告書を委員長に送付するものとする。
- 4 委員長は、共同研究成果報告書の送付を受けたときは、審査委員会を開催し、共同研究成果報告書の内容を基に、共同研究の成果を評価し、以後の成果の活用について検討するものとする。

(適用除外)

第15条 管理者は、共同研究者が公益法人、大学その他の教育機関、国又は地方公共団体であって、特別な事情があるときは、この要綱の全部又は一部を適用しないことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。